第1編総論

I 概 況

子育て支援については、子ども・子育て支援に関する総合的な計画である「第二期鹿児島市子ども・子育て 支援事業計画」に基づき、保育所・児童クラブの待機児童解消に向けた施策や児童虐待対応の体制強化など、 妊娠・出産期から切れ目のない子ども・子育て支援に取り組んでいる。

また、結婚相談所の運営や出会いサポートイベント等の開催を通して、男女の出会いの場を提供するなど、 結婚の希望をかなえる取り組みの充実を図っている。

Ⅱ こども未来局当初予算(歳出)(令和6年度)

一般会計 (単位:千円)

RAII						
			6年度(A)	5年度(B)	増減率(A/B)	5年度構成比
民	障	害 者 福 祉 費	22,363	23,808	△ 6.1 %	0.0 %
		障害者自立支援費	22,363	23,808	△ 6.1 %	0.0 %
	児	童 福 祉 費	48,535,054	46,175,368	5.1 %	100.0 %
		児 童 福 祉 総 務 費	8,119,158	6,947,712	16.9 %	16.7 %
生		児 童 措 置 費	35,199,082	34,083,788	3.3 %	72.5 %
費		保 育 所 費	1,222,221	1,184,112	3.2 %	2.5 %
		幼 稚 園 費	150,060	136,343	10.1 %	0.3 %
		母 子 福 祉 費	3,844,533	3,823,413	0.6 %	7.9 %
		合 計	48,557,417	46,199,176	5.1 %	100.0 %
		一般 会計	282,524,000	278,872,000	1.3 %	
一般会計に占める割合			17.2%	16.6%		

 特別会計
 (単位:千円)

 6年度(A)
 5年度(B)
 増減率(A/B)

	6年度(A)	5年度(B)	増減率(A/B)
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	247,200	197,200	25.4 %
合 計	247,200	197,200	25.4 %

こども未来局 局長 次長 主な会計年度任用職員等 ―こども政策課─ 一企 画 係 -放課後児童育成係 - 交 流 係 -企画運営指導員 ―子 育 て 支 援 員 -保育幼稚園課— 一企 一給付指導係-——保育所等巡回支援指導員 幼 保 運 営 ─利 用 調 整 係・ ──保育コーディネーター 課 長 担 当 - 保 育 袁 - 嘱 託 -へき地保育園 待 機 児 童 緊 急 対 策 室 -母 子 保 健 課--乳幼児相談専門員 一小 児 慢 性 特 定 疾 病 支 援 員 ―こども福祉課─ ──家庭福祉係─ −家庭こども相談員 —母子•父子自立支援員 ——母子父子寡婦福祉資金償還指導員 一児 童 給 付 係 こども家庭 支援センター — 子ども家庭見守り相談支援員 ー ヤングケアラー相談支援員 — 児 童 相 談 所 準 備 室 --谷山子育て支援課--家庭こども相談員 ──母子•父子自立支援員 一結 婚 相 談 所一 -結婚相談所事務嘱託員 袁 -幼 一幼 稚 園 講 師

- 嘱

託

医

Ⅳ こども未来局事務分掌

こども政策課

企画係

- (1) 局及び課に属する庶務並びに局内事務の連絡調整に関すること。
- (2) こども施策に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) 子育て支援の推進に関すること(他の所掌に係るものを除く。)。
- (4) 少子化対策に関すること。
- (5) 結婚相談所に関すること。
- (6) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。
- (7) 予算経理に関すること。
- (8) 公印の保管に関すること。

放課後児童育成係

- (1) 放課後児童健全育成の施策に関すること。
- (2) 児童クラブの施設整備に関すること。
- (3) 子育て支援の推進に関すること(他の所掌に係るものを除く。)。

交流係

- (1) 子育て支援の推進に関すること(他の所掌に係るものを除く。)。
- (2) すこやか子育て交流館に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) すこやか子育て交流館の管理運営に関すること。
- (4) すこやか子育て交流館の使用許可及び使用料の徴収に関すること。
- (5) 子育てに関する活動を行う団体等の育成及び支援に関すること。
- (6) 親子つどいの広場に関すること。
- (7) 児童福祉施設に関すること(他の所掌に係るものを除く。)。
- (8) 子育て支援に係る軽易な届出等の受付事務に関すること。
- (9) 公印の保管に関すること。

保育幼稚園課

企画係

- (1) 保育所、幼稚園及び認定こども園に係る企画並びに調整に関すること。
- (2) 保育所及び認定こども園の施設整備並びに認可・認定等に関すること。
- (3) 社会福祉法人等の設立認可に関すること(他の所掌に係るものを除く。)。
- (4) 市立保育所及び市立幼稚園に関すること(他の所掌に係るものを除く。)。
- (5) ちびっこ広場に関すること。
- (6) 予算経理(待機児童緊急対策室に係るものを含む。)に関すること。
- (7) 公印の保管(待機児童緊急対策室に係るものを含む。)に関すること。
- (8) その他課に属する庶務(待機児童緊急対策室に係るものを含む。)に関すること。

給付指導係

- (1) 子ども・子育て支援法に係る給付に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設の確認及び確認監査に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設等における食事に関すること(他の所掌に係るものを除く。)。
- (4) 地域子ども・子育て支援事業に関すること(他の所掌に係るものを除く。)。
- (5) 私立保育所及び幼稚園等に係る補助に関すること。
- (6) 認可外保育施設に関すること。
- (7) 保育料及び児童福祉施設徴収金に関すること。

利用調整係

- (1) 教育・保育給付認定等に関すること。
- (2) 保育に係る利用調整に関すること。
- (3) 保育の実施等に関すること。

保育園 (所) (保育所11か所、へき地保育所1か所)

- (1) 乳幼児(黒神保育園にあっては幼児)の保育に関すること。
- (2) 保育状況その他園(保育所にあっては所)の業務報告に関すること。
- (3) 公印の保管に関すること。
- (4) 園(保育所にあっては所)に属する庶務に関すること。

待機児童緊急対策室

(1) 待機児童対策に係る総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

母子保健課

- (1) 母子保健に係る連絡調整に関すること。
- (2) 母性及び乳幼児の保健指導に関すること。
- (3) 母体保護に関すること。
- (4) 育成医療に関すること。
- (5) 予算経理に関すること。
- (6) 公印の保管に関すること。
- (7) その他課に属する庶務に関すること。

こども福祉課

家庭福祉係

- (1) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関すること。
- (2) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (3) 市民福祉手当に関すること(遺児等修学手当に限る。)。
- (4) 社会福祉法人の設立認可等に関すること(他の所掌に係るものを除く。)。
- (5) 母子生活支援施設、助産施設等の設置認可等に関すること。
- (6) 母子生活支援施設、助産施設等の施設整備に関すること。
- (7) 母子保護の実施及び助産の実施に関すること。
- (8) その他児童福祉並びに母子、父子及び寡婦家庭の福祉に関すること。
- (9) 予算経理に関すること。
- (10) 公印の保管に関すること。
- (11) その他課に属する庶務に関すること。

児童給付係

- (1) 児童手当に関すること。
- (2) こども医療費助成に関すること。
- (3) 母子・父子家庭等医療費助成に関すること。

こども家庭支援センター

- (1) 児童虐待の防止及び要支援児童・要保護児童・特定妊婦等の支援に関すること。
- (2) 予算経理(児童相談所準備室に係るものを含む。)に関すること。
- (3) 公印の保管(児童相談所準備室に係るものを含む。)に関すること。
- (4) その他センターに属する庶務(児童相談所準備室に係るものを含む。)に関すること。

児童相談所準備室

(1) 児童相談所の設置に関すること。

谷山子育て支援課

- (1) 福祉行政報告例に関すること。
- (2) 保育の実施、指導等に関すること。
- (3) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関すること。
- (4) ちびっこ広場に関すること(他の所管するものを除く。)。
- (5) 児童健全育成に関すること。
- (6) 母子保護の実施及び助産の実施に関すること。
- (7) 児童福祉並びに母子、父子及び寡婦家庭の福祉に関すること。
- (8) 児童手当に関すること。
- (9) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (10) 市民福祉手当に関すること(遺児等修学手当に限る。)。
- (11) こども医療費及び母子・父子家庭等医療費の助成に関すること。
- (12) 予算経理に関すること。
- (13)公印の保管に関すること。
- (14) その他課に属する庶務に関すること。

結婚相談所

- (1) 結婚の紹介、あっ旋に関すること。
- (2) 健全な婚姻思想の普及に関すること。
- (3) その他結婚相談に関すること。

幼稚園

(1) 幼稚園に関すること(他の所掌に係るものを除く。)。